

守山まるごと活性化 議事要旨

作成者：菅

会議名： 第6回守山学区まるごと活性化プランAプロジェクト会議

日時：平成28年12月3日(土)午前10時から

場所：守山会館2階 図書室

出席者：伴野学区長、井上代表、和田副代表、竹村、小嶋、本城

出席者(行政)：地域振興・交通政策課 坪内課長、市民協働課 高田係長、生涯学習課 岡田係長
守山会館 田中館長、菅主事

使用資料：課題：寄付について(大鳥自治会より)、甲賀市「希望ヶ丘自治会」自治会費に
上乗せの寄付金徴収違法の判決確定(最高裁)

議題

1. 寄付(募金)について(前回からの続き)
2. その他

会議要旨

内容

1. 寄付(募金)について(前回からの続き)

【意見】

- ・自治会費からの支出を「事務」として引き継いでいることもあり、自治会費から支出して当然のようになっている。本来の募金の目的を考えたときに、疑問が生じてしまう。
- ・いったん自治会費から支出し、募金しない方に後で返却する方法はどうか。
→自治会によっては、この方法を実施してみようか検討中。
- ・来年度以降、自治会費から支出するのをやめようか検討中。本来の趣旨で集め、集まった分だけを募金する。ただ、これを実行すると募金する人や金額が減ることが懸念される。
- ・各団体は自治会からの寄付・募金がなければ運営できない状況がある。
- ・ハンドブックにはどのように記載すれば良いか。判例(※参照)がある以上、ハンドブックには自治会費から支出とは書けない。
→個人の意思で募金できる体制を、自治会が整えるべきという書き方になるのか？
- ・ハンドブックには、現状と、賛成派、反対派の意見や判例を記載するのはどうか。
→読んだ人は反対(自治会費から出すのはおかしい)と判断するのでは？

※参考…甲賀市希望ヶ丘自治会 自治会費に上乗せの寄付金徴収違法の判決

○大津地方裁判所(一審)：寄付名義は個人ではなく「自治会」であるため自治会構成員の思想信条に与える影響は直接的ではなく、負担も過大ではない →公序良俗に反しない。

○大阪高等裁判所(二審)：募金は事実上強制で公序良俗に反する。
→一審判決を取り消し、反対住民側が逆転勝訴。

(裏面に続く)

決定事項

次回会議
平成29年1月22日(日)午前10時から守山会館図書室

次回以降について

- ・自治会ハンドブック
- ・市民懇談会(わがまちミーティング) について協議

会議要旨

内容

2. その他

《回覧の表紙について》

前回の会議で挙げた本町自治会の回覧表(表紙)について、実物を配布して共有。

回覧物が3種類以上の時に適宜添付し、自治会として重要なものを上にして綴じている。

- ・非常に見やすく良い。
- ・手間や印刷代がかかることもあり、自治会によっては実施が難しいところもあるかもしれない。
- ・自治会が手間と印刷代を割くことになる。
(市からの自治会交付金の算定基礎根拠の計算式は年48回×10円×世帯数で、これに納まらない分を、自治会が負担することになる。)

《行政との懇談会について》

- ・現在までAプロジェクトで協議した内容を、行政に伝える機会がほしい。
→来年度に行政との懇談会を予定。Aプロジェクトメンバー全員で面談する方向で検討中。
- ・ハンドブックの原稿が完成したタイミングで面談してはどうか。ハンドブックを作成する中で、ハンドブックには掲載していないが、自治会運営の背景にある問題・課題等を伝えることができる。

《自治会から市への提出様式のHPアップロードについて》

- ・未だに項目が少ないままである。HPに掲載されてないものについては、様式が必要になる度に本庁や消防等に自ら出向いている状況なので、改めて周知をお願いしたい。

《来年度予算について》

- ・ソフト事業としては、大規模の100,000円を申請している。
→ハンドブックの作成、行政との懇談会の実施、講演会等
- ・ハードを含む事業(各学区上限300万等の制限あり)としては、132,000円を申請。
→市民懇談会(わがまちミーティング)を実施
⇒合計232,000円を申請している。

《ハンドブック作成にあたっての参考》

伴野学区長より、13年前に県が作成した「身近な自治会活動ハンドブック」の提供。

- ・ハンドブックの活動事例として、Aプロジェクトの自治会ハンドブックに添付してはどうか。